

令和7年(1月～6月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和7年(1月～6月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		151	(1)	100.0%	(100.0%)	171		100.0%	()	-20	(1)	-11.7%	(-)
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		75	(1)	49.7%	(100.0%)	81		47.4%	()	-6	(1)	-7.4%	(-)
製 造 業		34		22.5%	()	30		17.5%	()	4	()	13.3%	(-)
鉱 業					()				()		()	-	(-)
建 設 業		11		7.3%	()	15		8.8%	()	-4	()	-26.7%	(-)
運 輸 交 通 業		25	(1)	16.6%	(100.0%)	28		16.4%	()	-3	(1)	-10.7%	(-)
貨 物 取 扱 業		2		1.3%	()	7		4.1%	()	-5	()	-71.4%	(-)
農 林 業		1		0.7%	()				()	1	()	-	(-)
畜 産 ・ 水 産 業		2		1.3%	()	1		0.6%	()	1	()	100.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		76		50.3%	()	90		52.6%	()	-14	()	-15.6%	(-)
商 業	卸 売 業	2		1.3%	()	2		1.2%	()		()		(-)
	小 売 業	15		9.9%	()	11		6.4%	()	4	()	36.4%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	6		4.0%	()	7		4.1%	()	-1	()	-14.3%	(-)
	計	23		15.2%	()	20		11.7%	()	3	()	15.0%	(-)
通 信 業		2		1.3%	()	6		3.5%	()	-4	()	-66.7%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	6		4.0%	()	10		5.8%	()	-4	()	-40.0%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	19		12.6%	()	22		12.9%	()	-3	()	-13.6%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業				()				()		()	-	(-)
	計	25		16.6%	()	32		18.7%	()	-7	()	-21.9%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	3		2.0%	()	10		5.8%	()	-7	()	-70.0%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	2		1.3%	()	4		2.3%	()	-2	()	-50.0%	(-)
	計	5		3.3%	()	14		8.2%	()	-9	()	-64.3%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	3		2.0%	()	4		2.3%	()	-1	()	-25.0%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	6		4.0%	()	1		0.6%	()	5	()	500.0%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	1		0.7%	()	2		1.2%	()	-1	()	-50.0%	(-)
	計	10		6.6%	()	7		4.1%	()	3	()	42.9%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	2		1.3%	()	2		1.2%	()		()		(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	6		4.0%	()	6		3.5%	()		()		(-)
	計	8		5.3%	()	8		4.7%	()		()		(-)
金 融 広 告 業		1		0.7%	()	2		1.2%	()	-1	()	-50.0%	(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		1		0.7%	()	1		0.6%	()		()		(-)
官 公 署		1		0.7%	()				()	1	()	-	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		26	(1)	17.2%	100.0%	32		18.7%		-6	(1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。